

転居手続きチェックシート



【西当別支所での手続きについて】

西当別支所では、「役場本庁舎」や「総合保健福祉センターゆとろ」で行う各種相談や申請の一部をリモート相談窓口を利用して受け付けています。

西当別支所で手続き可能な業務については、裏面のチェックシートでご確認ください。

※健康保険の資格確認書・介護保険証・受給者証・認定証等は、後日担当係から郵送されます。

転居届 住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は『マイナンバーカード』
- ・その他必要なものについては、裏面から関連する手続きに応じてお持ちください。

※必要な書類が揃わない手続きは、後日改めてご来庁いただく場合があります。

※外国籍の方の住民異動届は取り扱いできません。

本人確認書類は忘れずに！

役場で手続きする際は、本人確認をいたしますので、本人確認書類の提示をお願いします。

1点で 本人確認 できるもの	官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、 障がい者手帳 など
確認に2点が 必要なもの	・健康保険証（有効期限内のもの） ・健康保険資格確認書 ・介護保険証 ・学生証 ・年金証書 ・基礎年金番号通知書 など

代理人の方が手続きする場合は、

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をいたします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、対象となる方のマイナンバーをご提示いただくことがあります。



当別町役場

開庁時間 あさ8時45分～夕方5時15分

（本庁舎）〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

代表電話：0133-23-2330

（ゆとろ）〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2 当別町総合保健福祉センター ゆとろ

代表電話：0133-25-2661

（西当別支所）〒061-3776 北海道石狩郡当別町太美町1470番地4

代表電話：0133-26-3190

転居に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は 世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	支所で 手続き できるもの	済	担当係
住所・ 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの住所変更		・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの暗証番号	○		本庁1階 戸籍課係 (1窓口) 0133-23-2463
健康保険	国民健康保険に加入している方	資格情報のお知らせまたは資格確認書の住所変更		・保険証（有効期限内のもの）、資格情報のお知らせまたは資格確認書 ※新しい資格確認書は後日、担当係から郵送、資格情報のお知らせは即日で交付されます（窓口混雑時を除く）	リモート		本庁1階 国保・後期高齢者医療係 (2窓口) 0133-23-2467
	後期高齢者医療保険に加入している方 ※75歳以上（障がい認定者は65歳以上）の方が対象です。	資格情報のお知らせまたは資格確認書の住所変更		・保険証（有効期限内のもの）、資格情報のお知らせまたは資格確認書 ※新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書は後日、担当係から郵送されます。	リモート		
介護	65歳以上の方または要介護認定を受けている方	新しい介護保険証の交付案内		※新しい介護保険証等は後日、担当係から郵送されます。	×		ゆとり 介護保険係 (ゆとり4窓口) 0133-23-3029
障がい	障がい者手帳等をお持ちの方	障がい者手帳等の住所変更		※担当係にご相談ください。	×		ゆとり 障がい支援係 (ゆとり3窓口) 0133-25-2665
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更		※担当係にご相談ください。	×		
	自立支援医療をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更		※担当係にご相談ください。	×		
子育て	0歳～高校生のお子さんがある方	児童手当の住所変更 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください。			リモート		ゆとり 福祉係 (ゆとり2窓口) 0133-23-3019
	0歳～高校生のお子さんがある方	子ども医療費受給資格者証の住所変更		※新しい子ども医療費受給資格者証は後日、担当係から郵送されます。	リモート		
	ひとり親家庭等に該当する方 ※0歳～18歳になる年度の末日(3月31日)のお子さんがある方 ※20歳未満の父または母の扶養に入っているお子さんがいる方	ひとり親家庭等医療費受給資格者証の住所変更		※新しいひとり親家庭等医療費受給資格者証は後日、担当係から郵送されます。	リモート		
		児童扶養手当の住所変更		※担当係にご相談ください。	リモート		
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の申請		※担当係にご相談ください。	×		ゆとり 障がい支援係 (ゆとり3窓口) 0133-25-2665
	保育施設を利用している方	住所変更		※担当係にご相談ください。	リモート		ゆとり 子ども係 0133-23-3024
	小学生・中学生のお子さんがある方	通学区域等の確認		※担当係にご相談ください。	リモート		本庁3階 学校教育係 0133-23-2689
その他	一軒家の住宅を新規または中古で購入された方	住宅購入支援金の申込		※担当係にご相談ください。	×		本庁2階 ふるさと プロモーション係 0133-23-3042
	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	水道利用開始・中止の手続き		電話、ホームページまたは窓口でお手続きできます。	×		本庁1階 業務係 0133-22-2411